

別紙様式2-1（処遇改善加算 総括表）

提出先 相模原市

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンソウセイカイ		
法人名	社会福祉法人蒼生会		
法人所在地	〒 252-0301 神奈川県相模原市南区鶴野森1-22-17 特別養護老人ホームモモ		
フリガナ	オオクボ エナリ		
書類作成担当者	大久保 絵成		
連絡先	電話番号 042-767-8030	E-mail sakai@sosaykai.org	

2 賃金改善計画：加算額以上の賃金改善について（全体）

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和7年度の加算の見込額	(a) 44,925,996	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	(b) 0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	(c) 44,925,996	円
令和7年度の賃金改善の見込額	(d) 44,925,996	円
④ (③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)		

【記入上の注意】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。
その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件 I (処遇改善加算IVの1/2以上の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~ IV】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件 I」の欄から転記		
① 令和7年度の処遇改善加算IV相当の見込額の1／2	14,610,180	円 ← O
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	15,000,000	円 ← O

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件 II (旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善) 【処遇改善加算 I ~ IV】

※令和7年3月時点で処遇改善加算V(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件 II」の欄から転記		
① 令和7年4月以降の加算(見込額)のうち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額	5,173,968	円 ← O
② 上記①を原資として実施する新たな賃金改善の見込額	5,173,968	円 ← (67.65 %) ← O
i)うち、基本給等の新規の引上げによる賃金改善の見込額(①の額の2/3以上となること) (括弧内は月額(12か月間算定とした場合))	3,500,000	円 ← (291,667 円)

(3)キャリアパス要件 I・II(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算I～IV】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件 I・II」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)



(4)キャリアパス要件III(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算I～III】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件III」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)



(5)キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件)【処遇改善加算I・II】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記



<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

(6)キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置要件)【処遇改善加算I】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記



(7)職場環境等要件 【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、
令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。



4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、 給与明細等	○
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年度に繰り越す予定の額(2 ②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、 給与明細等	○
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件 I ~ III のうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、 資質向上のための計画等	○
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	○
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、 確定保険料申告書	○
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	○
<input checked="" type="checkbox"/> 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。□	—	○

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。 令和 7 年 4 月 1 日 法人名 社会福祉法人蒼生会 代表者 職名 大久保 祐次 氏名 オオクボ ユウジ	○
---	---

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		○
3 介護職員等処遇改善加算の要件について		
(1) 月額賃金改善要件 I	処遇改善加算IVの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2) 月額賃金改善要件 II	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(3) キャリアパス要件 I・II	キャリアパス要件 I(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4) キャリアパス要件 III	キャリアパス要件 III(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5) キャリアパス要件 IV	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6) キャリアパス要件 V	キャリアパス要件 V(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	○
(7) 職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明		
・ 必要な項目が全て選択されていること	○	○
・ 誓約・記名が行われていること	○	○

別紙様式2-3(介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 総括表)

提出先 神奈川県

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンソウセイカイ		
法人名	社会福祉法人蒼生会		
法人所在地	〒 252-0301 神奈川県相模原市南区鶴野森1-22-17 特別養護老人ホームモモ		
フリガナ	オオクボ エナリ		
書類作成担当者	大久保 絵成	E-mail	sakai@sosaykai.org
連絡先	電話番号 042-767-8030	E-mail	sakai@sosaykai.org

2 補助金の支給要件及び使途

【支給要件】(1つ以上の項目にチェック(✓))

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。

- ✓ ① 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
 ✓ ② 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 ✓ ③ 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)

【使途】(1つ以上の項目にチェック(✓))

介護人材確保・職場環境改善等事業により、職場環境改善経費への充当又は人件費(一時金等)の改善を行う方法

- ✓ ① 人件費の改善の実施
 ✓ ② 職場環境改善経費への充当

【記入上の注意】

- ・実績報告では、どのような項目の費用にどのくらいの額を当てたかを報告いただきます。
- ・職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や介護助手等の募集経費、その他の金額が含まれます。
- 「その他の金額」には、補助金の要件である「業務内容の明確化と役割分担」、「現場の課題の見える化」又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの(専門家の派遣費用、会議費等)のみ充当することができます。
- ・職場環境改善経費について、複数の取組を行う場合は、主な使途にあたる項目を選択してください。
- ・介護テクノロジーの導入等を検討している場合には、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」をご活用ください。
- ・職場環境改善経費について、消費税仕入控除税額に充当することはできません。消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 介護人材確保・職場環境改善等事業による人件費改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
✓ 補助金を申請する事業所は、交付対象月において介護職員等処遇改善加算(I、II、III又はIV)を取得している、又は令和7年4月の介護職員等処遇改善加算に係る体制届を提出します。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 補助金として給付される額は、上記使途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
✓ 都道府県のホームページ等で、介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出先を確認しました。	—

✓ 本介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

(以下のどちらか1つにチェック(✓)すること。)

✓ 【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っていない場合】

介護人材確保・職場環境改善等事業の支払に係る各都道府県の国民健康保険団体連合会から都道府県への支払口座情報の提供に同意します。

✓ 【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っている場合】

債権譲渡を行っている振込先の事業所について、都道府県に振込口座情報を提供しています。

令和 7 年 3 月 26 日 法人名
 代表者 職名 理事長

社会福祉法人蒼生会
 大久保 祐次

【記入上の注意】

- 各証明資料は、都道府県又は指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び使途	
補助金の使途が示されている	○
3 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	○
誓約について、空欄の項目がない	
別紙様式2-4(補助金)	○
補助金を申請予定の各事業所について、交付対象月が1つのみ指定されている。	○
振込先として1つの事業所を選択している。	×
債権譲渡に関して未記入の項目がない	○

振込に関する情報**(別紙様式2-4から集計・転記)**

都道府県	① 見込額(円)	② 振込先の事業所名	③ ②の事業所が債権譲渡を行っており、別途口座を都道府県に登録する必要がある。
神奈川県	2,512,175	特別養護老人ホームモモ	債権譲渡をしていない

介護職員等処遇改善加算等 実績報告書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン ソウセイカイ		
法人名	社会福祉法人 蒼生会		
法人所在地	〒 252-0301 神奈川県相模原市南区鶴野森1-22-17		
フリガナ	カワカミ トオル		
書類作成担当者	川上 徹	E-mail	sakai@sosaykai.org
連絡先	電話番号	042-767-8030	

2 実績報告について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

算定した加算の合計		
① 令和6年度の加算額	(a) 29,402,748	円
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加した加算額	(b) 3,277,623	円
うち、令和7年度の賃金改善に充てるため ア に繰り越す部分の額	(c) 0	円
② 令和6年度に賃金改善が必要な額(a - c)	(d) 29,402,748	円
③ 令和6年度の賃金改善額 (②の額以上となること)	(e) 29,405,000	円

令和5年度と比較した令和6年度の増加分		
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算額(繰越分を除く。)(b - c)	(f) 3,277,623	円
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善額 (ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一一律の引上げ)によるもの)	(g) 3,278,000	円

(h)
(i)
⑧ ベースアップの実施 <input checked="" type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない 実施した場合、ベースアップ率 1.00% 実施していない場合、やむを得ない事情

【記入上の注意】

- (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (g)は(f)の額以上となること。ただし、ベースアップのみにより行うことができない場合には、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g + h の合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和6年度の加算の影響を除いた賃金額	(j) 160,922,624	円
(ア)令和6年度の賃金の総額	(k) 190,327,624	円
(イ)令和6年度の賃金改善額(再掲)	(l) 29,405,000	円
(ウ)令和6年4・5月分の処遇改善支援補助金の総額	(m) 0	円
② 令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(n) 158,597,058	円
(ア)令和5年度の賃金の総額	(o) 187,004,971	円
(イ)令和5年度の旧処遇改善加算の総額	(p) 28,407,913	円
(ウ)令和5年度の旧特定加算の総額	(q) 0	円
(エ)令和5年度の旧ベースアップ等加算の総額	(r) 0	円
(オ)令和6年2・3月分の処遇改善支援補助金の総額	(s) 0	円
(カ)令和5年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	(t) 0	円

【記入上の注意】

- (o)には、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算するなどの方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。
- (p)～(r)は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」及び「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」に基づいて記入すること。(m)・(s)は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」及び「介護職員処遇改善支援補助金 支払額内訳書」に基づいて記載すること。
- ②カ(t)の独自の賃金改善額とは、令和5年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。旧3加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、新加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。②カ(t)に計上する金額がある場合には、必ず「2(3) 令和5年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3)令和5年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)

- 2(2)②(力)の「令和5年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	特になし。
独自の賃金改善額の算定根拠	特になし。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】

※新加算Ⅰ～Ⅳを算定するまで旧ベア加算又は新加算Ⅴ(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

[Redacted]

(2)月額賃金改善要件Ⅲ【旧ベア加算】※4・5月分のみ

【令和6年4月・5月に新規にベースアップ等加算を算定する場合】

[Redacted]

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ



計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。

[Redacted]

(4) キャリアパス要件Ⅲ

計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。

-
-
-
-

(5) キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

【新加算Ⅰ・Ⅱ、V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅳ 次のイとロ両方の基準を満たす。

旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	=>	(別紙様式3-2「キャリアパス要件Ⅳについて」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱ、V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降) 〔令和6年度の算定予定①」の期間について〕	=>	(別紙様式3-3「キャリアパス要件Ⅳについて」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱの要件(6月以降) 〔令和6年度の算定予定②(期中移行)」の期間について〕	=>	(別紙様式3-3「キャリアパス要件Ⅳについて」の欄から転記)

-
-
-
-

(6)職場環境等要件

【新加算Ⅰ・Ⅱ、V(1)～(7)・(9)・(10)・(12)及び旧特定Ⅰ・Ⅱを算定しない】

該当

⇒届出に係る計画の期間中に実施した事項について、チェック(✓)すること。**全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。**(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

区分	内容
----	----

入職促進に向けた取組	<input checked="" type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input checked="" type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input checked="" type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input checked="" type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

(7)その他(指定権者に対する特段の連絡事項等がある場合等については、以下の欄に記載すること。)

特になし。

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本実績報告書の記載内容・確認事項の内容に間違이ありません。
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。
また、令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充て、万一期間に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。

令和 7 年 6 月 30 日 法人名 社会福祉法人 蒼生会

代表者 職名 理事長 氏名 大久保 祐次

(確認用) 提出前のチェックリスト

・ 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 実績報告について	
(1)	加算額以上の賃金改善を行っている <input checked="" type="checkbox"/>
	令和5年度と比較した令和6年度の増加分以上の新たな賃金改善を行っている <input checked="" type="checkbox"/>
(2)	加算以外の部分で賃金水準を下げないことを誓約している <input checked="" type="checkbox"/>

3 介護職員等処遇改善加算の要件について	
(1) 月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行っていること <input checked="" type="checkbox"/>
(2) 月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること <input checked="" type="checkbox"/>
	令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベースアップ等加算額以上の新規の賃金改善を行っていること <input checked="" type="checkbox"/>
	介護職員について、賃金改善額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられていること <input type="checkbox"/>
	その他の職種について、賃金改善額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられていること <input type="checkbox"/>
(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと <input type="checkbox"/>
	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと <input type="checkbox"/>
(4) キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと <input type="checkbox"/>
(5) キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること <input checked="" type="checkbox"/>
(6) 職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること <input checked="" type="checkbox"/>

職員のみなさんへ

2025年4月1日(火)

介護職員処遇改善交付金の支給について

2025年度1年間の介護職員処遇改善交付金については、下記の要領で支給する予定です。

期間：2025年4月～2026年3月（12か月間）

- ① 支給時期は毎月の給与にて
- ② 支給対象者は介護職員として配属された職員（リーダー職、マネジャー職を含む）
- ③ 2018年3月31日までに雇用された職員には2021.04に実施している賃金改善（以下A）および以下B・Cを継続
A:処遇手当「（基本給×2÷12）+¥10,000（※2018.04で金額固定）」のうち残額を基本給へ置き換え。
B:2021.04以前に実施している賃金改善を継続
C:余剰金が生じた場合には、年度末（2026.03）に「期末手当」として支給。

※期末手当については、固定額提示が困難な為「残額÷支給対象職員」による変動額とし、残額次第で未支給もあり得る。

- ④ 平成30年4月1日以降に雇用された職員には処遇手当（以下A）のみを支給
A:計算方法＝（処遇改善加算の合計金額－適用支出）÷対象者人数×給与等級別支給率
B:給与等級別支給率＝「F等級:0.8」「E等級:0.9」「D等級:1.0」「C等級:1.1」「B等級:1.2」「その他:1.0」
C:計算式における「処遇改善加算の合計金額」及び「対象者人数」は、事業所単位で合計しその値は異なる。
D:「処遇改善加算の合計金額」及び「対象者人数」は、その月の実績（稼働率）や職員人数により変動する。
E:「適用支出」とは

平成30年3月31日までに雇用された職員に対し行われた「賃金改善」

及び「その額に応じた法定福利費事業主負担の增加分」を意味する。

F:上記C～Eの理由から、処遇手当の個別支給金額は「毎月変動」する。

※ 介護職員処遇改善交付金は、各事業の毎月の請求額に応じて支給され、支給率は支給確定額の

2025年度が特養と短期入所が14.0%、通所が9.0%です。

つまり、各拠点で確定支給額に応じて交付金が支給される為、月により交付金額は変動し、収入が減少すれば減り、増えれば増加します。 交付金として貰える額が拠点ごとに違う事と、収入にUPDOWNがあり一定の支給額ではない為期末での再計算が必要になります。

交付金が拠点ごとに違う為、本来職員に対して支給に差が出てくることになり格差が出てきてしまうことになる為、その為の処遇手当になります。

職員のみなさんへ

2025年4月1日(火)

職員待遇改善交付金の支給について

2025年4月からの加算取得状況の変更に伴い、職員待遇改善交付金を下記の要領で支給する予定です。

※左記「介護職員待遇改善交付金の支給」は本件と併せて継続です。

期間：2025年6月～2026年5月(12か月間)

① 支給時期は毎月の給与にて

② 支給対象者は待遇改善加算を取得している事業所に配属された職員(職種・職位・雇用形態不問)

対象事業所：特別養護老人ホームモモ(含：ショートステイモモ) デイサービスセンターモモ
コミュニティホームピノ(含：ショートステイピノ) コミュニティセンターピノ

職員ひとりあたりの支給(交付)額は以下の流れのとおり計算

① 支給月の2か月前をサービス提供月とする介護報酬が確定(例：6月支給分の原資は4月提供実績)

② 上記①を基準に待遇改善加算の要件である月額賃金改善「要件1」「要件2」の額を以下にて算出・合計

・要件1 = 「介護報酬(該当月サービス提供分に限る)の総額」×「事業所割合」×1/2

※事業所割合 = 特養・短期入所「9.0%」 通所介護「6.4%」

・要件2 = 「介護報酬(該当月サービス提供分に限る)の総額」×「事業所割合」×2/3

※事業所割合 = 特養・短期入所「1.6%」 通所介護「1.1%」

備考：基準となる介護報酬について

何かしらの事由により月遅れや過誤請求が生じた場合は基準介護報酬から除外する。

上記にて除外した介護報酬は、その報酬の支払いが完了した月に合算する。

但し、サービス提供月が「2025年3月」以前(旧待遇改善加算取得時)の介護報酬分は除く。

③ 給与計算に必要な勤務実績管理が完了。※毎月10日前までに

④ 上記③の情報から、職員個々の「実勤務時間」を算出。

備考：実勤務時間は以下の流れのとおり計算

「実出勤日数」×「(個々に契約上の)1日就業時間」-「取得有給時間」-「欠勤(遅刻・早退)時間」

※正職員(月給者)の「1日就業時間」は8時間を原則とするが、時短勤務者等は個人既定時間に準ずる。

⑤ 上記④にて算出された職員個々の実勤務時間を「所属(対象)事業所」の単位で合算。

⑥ 事業所ごとに上記②で算出・合計した額を上記⑤で除した額を「職員ひとり/1時間あたり単価」とする。

⑦ 上記⑥を上記④で乗じ(小数点以下切り上げ)た額を職員個々の「待遇改善交付金」とする。

⑧ 上記⑦から「事業所控除調整額」を減じた額を「本人支給額」とする。

備考：事業所控除調整額の算出方法は以下のとおりとする

A：上記⑦の9/1000を「雇用保険増額分」として概算・合計

B：「上記⑦と上記Aの合計」-「上記②」により事業所全体の控除調整額を概算

C：上記Bの額を事業所毎の支給対象人数で除し(50銭以下切捨て・50銭超切り上げ)た額を算出

D：上記Cを上記⑧における「事業所控除調整額」として適用

上記⑧は給与明細において「待遇改善加算」等の記載欄を用いて、基本給等との明確化を図る。